

作成日 : 2017 年 10 月 21 日

インドネシア共和国
Republic of Indonesia

特許庁の所在地 :

Directorate General of Intellectual Property (DGIP)
Ministry of Law and Human Rights

Jl H. R. Rasuna Said Kav. 8-9 Jakarta Selatan 12940, Indonesia

Tel & Fax : 62 21 5790 5611(特許)
62 21 5790 5613(商標)

E-mail: dirgen@dgip.go.id

Website : <http://www.dgip.go.id>

目 次

< 共通情報 >

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 特許審査ハイウェイ実施状況
3. 現地代理人の必要性有無
4. 現地の代理人団体の有無(存在する場合は連絡先も含む)
5. 出願言語
6. その他関係団体(連絡先)
7. 特許情報へのアクセス方法

< 特許制度 >

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について(存在する場合)
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)
9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)
10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要(国内段階移行期限等)
11. 留意事項

< 実用新案制度 >

実用新案登録制度自体は存在しませんが、小特許(又は簡易特許)として保護されています。

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について（存在する場合）
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ（フローチャート及び期限等を含む説明）
9. 存続期間及びその起算日（権利の発生日）
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

共通情報

1. 加盟している産業財産権関連の条約

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)
- (5) 商標法条約
- (6) 標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書 (Madrid Protocol)

※2018年1月2日発効

2. 特許審査ハイウェイ実施状況

日本国特許庁のウェブページに特許審査ハイウェイ (PPH: Patent Prosecution Highway) の実施状況について詳細の説明があります。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/patent_highway.htm

3. 現地代理人の必要性有無

インドネシアに住所を有していない出願人は、現地代理人を選任しなければなりません。

4. 現地の代理人団体の有無

Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association
(Asosiasi Konsultan Hak Kekayaan Intelektual Indonesia (AKHKI))
Senayan Trade Center (STC) Jl. Asia Afrika Pintu 1X
Gelora Senayan Jakarta 10270 Indonesia
Tel: 62-21-5793-1631 Fax: 62-21-5793-1581
Email: info@akhki.or.id
Website: <http://akhki.or.id/>

5. 出願言語

英語又はバハサインドネシア語です。

6. その他関係団体

ジェトロ インドネシア・ジャカルタ事務所
Summitmas I, 6th Floor, Jl. Jend. Sudirman kav. 61-62,
Jakarta 12190, Indonesia
Tel: 62-21-5200264 Fax: 62-21-5200261

7. 特許情報へのアクセス方法

www.dgip.go.id

<http://e-statushki.dgip.go.id>

特許制度

1. 現行法令について

改正特許法（The Indonesian Patent Law No. 13 Year 2016）が 2016 年 8 月 26 日に施行されております。

<主な改正の内容>

- (1) 付与後異議申立制度が導入されました。
- (2) 年金納付方法が大幅に変更されました。
- (3) コンピュータ・ソフトウェア関連発明が保護対象に追加されました。
- (4) 第二用途・第二医薬用途が保護対象から除外されました。
- (5) 拒絶理由通知の応答期間が明確にされました。
- (6) 特許付与後に明細書等の訂正が可能となりました。

2. 特許出願時の必要書類

(1) 願書（Request）：

出願人の名称及び住所、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報、発明特許又は小特許の表示等を記載します。

(2) 明細書及びクレーム（Specification & Claims）：

- ① 英語により出願することができます。
- ② 但し、この場合には出願日から 30 日以内にバハサインドネシア語による翻訳文を提出する必要があります。

(3) 必要な図面及び要約（Drawings & Abstract）：

(4) 委任状（Power of Attorney）：

認証不要です。原本の提出が必要です。
出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

(5) 譲渡証（Assignment）：

譲渡人及び譲受人が署名します。認証不要です。
出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

(6) 権利者の陳述書（Statement of Ownership）：

出願日から 3 ヶ月以内に提出することができます。

(7) 優先権証明書（Priority Document）：

優先日から 16 ヶ月以内に提出することができます。
優先権書類が英語でない場合は、英訳文も提出する必要があります。

3. 料金表（単位：インドネシアルピーです）

(1) 出願料金：

- | | |
|-------------|-----------|
| ① 10 クレームまで | 1,500,000 |
|-------------|-----------|

②10クレームを超える1クレーム当たり	50,000	
③30ページを超える1ページ当たり	5,000	
(2) 審査請求料金	2,000,000	
(3) 拒絶査定不服審判請求料金	3,000,000	
(4) 年 金:		(基本料金)(各クレーム当たり)
①1年度から3年度まで(各年当たり)	500,000	50,000
②4年度から5年度まで(各年当たり)	1,000,000	100,000
③6年度	1,500,000	150,000
④7年度及び8年度(各年当たり)	2,000,000	200,000
⑤9年度	2,500,000	250,000
⑥10年度	3,500,000	250,000
⑦11年度から20年度(各年当たり)	5,000,000	250,000

4. 料金減免制度について

減免制度の詳細は不明です。

5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は導入されております。

7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は導入されております。

8. 出願から登録までの手続の流れ(フローチャート及び期限等を含む説明)

インドネシアは、「特許」及び「小特許」(簡易特許)の2種類の発明の保護が規定されており、実用新案制度は規定されておられません。

(1) 方式審査:

①方式的要件を満たしていない場合、指令通知日から3ヶ月以内に補正する必要があります。

②この指定期間は請求により2ヶ月間延長を申請することができます。

(2) 出願公開:

①出願は、出願日(又は優先日)から18ヶ月経過後に公開されます。

②18ヶ月経過前の、早期公開も請求することができます。

(3) 不登録事由:

以下に該当するものは、特許を受けることができません。

- ①動物、植物、及び動物や植物を生み出す主な生物学的方法
但し、微生物学的方法は該当しません。
- ②人体又は動物の病気の診断、治療又は外科手術の方法
- ③公序良俗又は公衆衛生を害するもの
- ④第二医薬用途(Second Medical Use)が、この度の法改正により原則として、保護対象から除外されました。
なお、今回の改正法により、コンピュータ・ソフトウェア関連発明が保護対象として追加されました。

(4)新規性：

- ①出願に係る発明が、出願日（又は優先日）前にいずれかの場所において公然知られ、使用され又は刊行物に公表されている場合には新規性を有しません（絶対的世界新規性の採用）。
- ②我が国の特許法 29 条の 2 の規定と同様な規定も導入されています。
＜新規性喪失の例外の適用＞
次の事由は新規性喪失の例外として認められます。
- ①出願日前 6 ヶ月以内における、発明者による研究開発のみを目的としての実験で、インドネシアにおける発明の使用。
- ②出願日前 6 ヶ月以内における、国際又は国内博覧会による発明の展示。
- ③特許を受ける権利を有する者の意に反する、出願前 12 ヶ月以内の発明の公表。

(5)第三者の見解書提出（付与前の異議申立制度）：

何人も出願公開の日から 6 ヶ月間、出願に係わる発明に関し自己の見解を提出することができます。

(6)実体審査について：

- ①出願審査の請求を出願日から 36 カ月以内に行う必要があります。
- ②審査は、出願自体の特許性、新規性、進歩性、産業上の利用性等について行われます。
- ③審査官は優先権主張出願の場合、第一国出願の審査結果の書類の提出を出願人に求めることができ、又対応外国出願で付与された内容にインドネシア出願の内容を適合するように求めることもできます。
- ④新規性等の要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行されます。
当該通知に対する応答期間は、通常 3 ヶ月とされており、
期間延長を、最初は 2 ヶ月、その後は 1 ヶ月求めることができます。
- ⑤上記拒絶理由通知に対する応答が、依然として拒絶理由を解消していないと判断された場合には最終的に拒絶査定となります。

(7) 分割出願について：

出願人は、自発的にまた拒絶理由通知の応答期限内に分割出願をすることができ、自発的な分割は、実体審査の終了まで行うことができます。

(8) 特許付与について：

拒絶理由が発見されなかった場合、特許証が発行されます。

その後、特許付与が特許公報に公告され、特許原簿に登録されます。

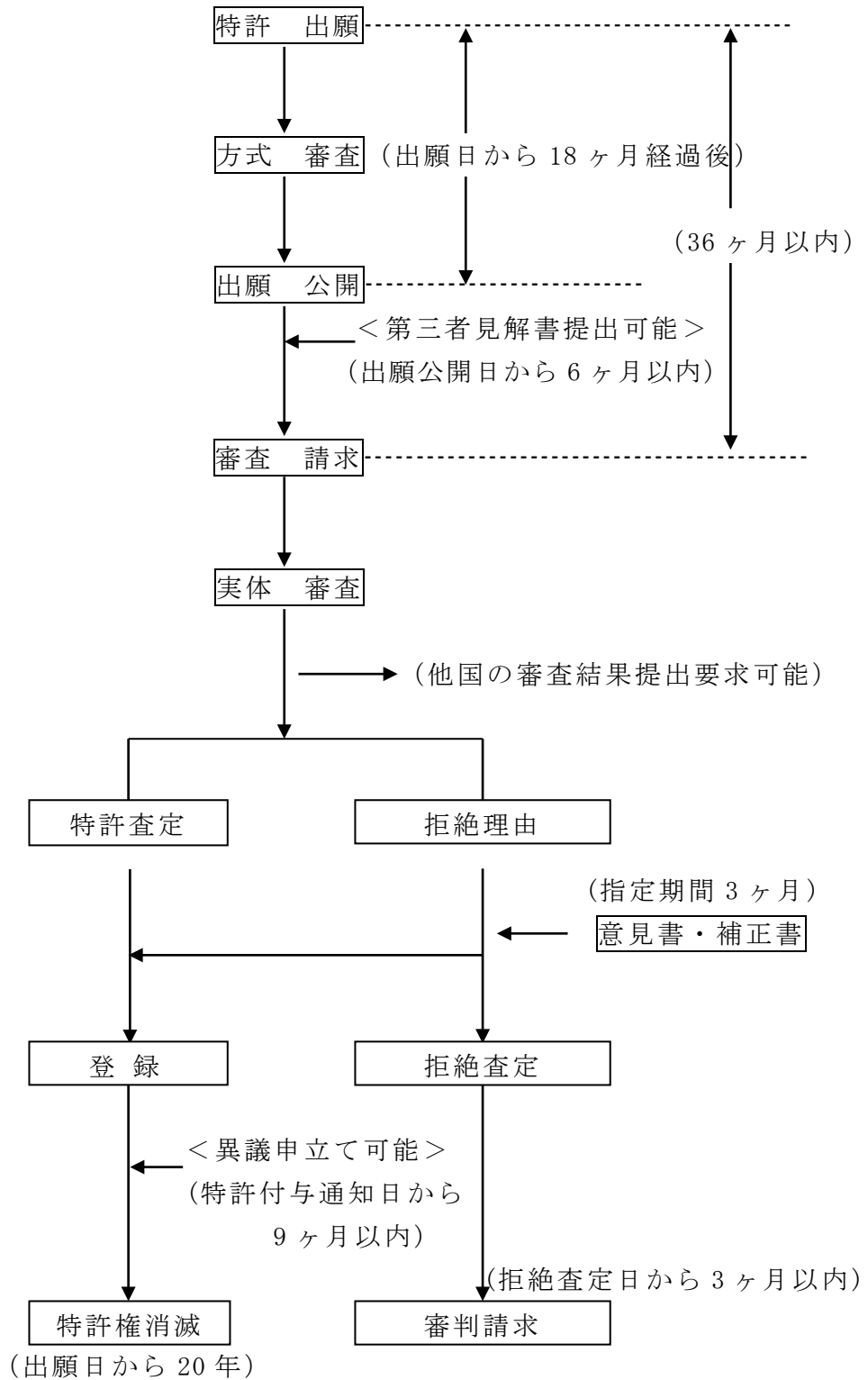
(9) 不服申立てについて：

拒絶査定に対して、出願人は拒絶査定通知の発行日から3ヶ月以内に、特別特許審判委員会に対して審判請求をすることができます。

(10) 付与後異議申立制度について：

この度の改正法により、付与後異議申立制度が導入され、特許許可通知の日から9ヶ月以内に申立てができるようになりました。

出願から特許までの手続のフローチャート



日本・インドネシア特許審査ハイウェイ（PPH/PCT-PPH）に関して：

日本・インドネシア特許庁との間で特許審査ハイウェイ施行プログラムの試行が、2016年6月1日から行われております。

この施行プログラムは3年間行われ、2019年5月31日に終了するとのことですが、延長される可能性があるとのことです。

以下、日本出願に基づく、インドネシア出願における PPH、PCT-PPH に基づく早期審査の要件等について説明します。

(A) 日本国特許庁の国内出願の審査結果を利用した特許審査ハイウェイ (PPH)

(1) 申請の要件：

- ①インドネシア出願（PCT 出願の国内移行出願も含む）が、以下の場合。
 - (a) 日本出願に基づいて有効な優先権を主張している出願であること
 - (b) 優先権主張を伴わない PCT 出願の国内移行出願であること
 - (c) 優先権主張を伴わない PCT 出願に基づいて有効な優先権を主張している出願であること
- ②対応する日本出願が、特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。
 - (a) 請求項は、特許査定となっていない場合であっても、最新のオフィスアクションで審査官が請求項を特許可能であると特定した時に特許可能と判断されたこととなります。
 - (b) オフィスアクションには、次の通知が含まれます。
 - (i) 特許査定、(ii) 拒絶理由通知書、(iii) 拒絶査定、(iv) 審決例えば、拒絶理由通知書において、ある請求項について「現時点では、拒絶理由を発見しない」と記載されている場合は、特許可能と判断されます。
- ③インドネシア出願の全ての請求項が、対応する日本出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しており、十分に対応するように補正されていること。
- ④インドネシア出願において PPH 申請時に審査の着手がされていないこと

(2) 提出書類：

申請書に、下記の書類を添付する必要があります。

- ①日本出願に対し通知された、すべてのオフィスアクションの写し、及びその翻訳文。
 - (a) 翻訳文の言語はインドネシア語又は英語が利用可能です。
 - (b) 日本特許庁のオフィスアクションが、特許庁の AIPN により提供さ

れている場合には、原則として、オフィスアクションの写し及び翻訳文を提出する必要はありません。

- ② 日本出願の特許可能と判断されたすべての請求項の写し、及びその翻訳文。
翻訳文及び請求項の写しの提出に関しては、上記①と同様です。
- ③ 日本出願で引例された引用文献の写し。
 - (a) 引用文献が特許文献の場合には、原則として提出の省略が可能です。
 - (b) 引用文献が非特許文献の場合には、提出の省略はできません。
 - (c) なお、引用文献の翻訳文は提出する必要はありません。
- ④ インドネシア出願の請求項と、日本出願で特許性ありと示された請求項が十分に対応していることを示す請求項対応表。

(B) 日本国特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ (PCT-PPH)

(1) 申請の要件：

- ① インドネシア出願に対応する国際出願の国際段階における成果物、即ち国際調査機関が作成した見解書 (WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書 (WO/IPEA) 及び国際予備審査報告 (IPEA) のうち、最新に発行されたものにおいて特許性 (新規性、進歩性、産業上の利用可能性のいずれも) 有りとしされた請求項が少なくとも 1 つ存在すること。
なお、かかる WO/ISA、WO/IPEA、IPEA は、日本国特許庁が国際調査機関、国際予備審査機関として作成したものに限りません。
- ② インドネシア出願と対応する国際出願とは次のいずれかの関係を満たす必要があります。
 - (a) インドネシア出願は、対応する国際出願の国内段階移行出願であること。
 - (b) インドネシア出願は、対応する国際出願のパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願であること。
 - (c) インドネシア出願は、対応する国際出願をパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内段階移行出願であること。
 - (d) インドネシア出願は、対応する国際出願を国内優先権主張又はパリ条約に基づく優先権主張の基礎とする国内出願であること。
- ③ インドネシア出願のすべての請求項が、対応する国際出願の最新国際成果物で特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されていること。
- ④ インドネシア出願において、PCT-PPH 申請時に審査の着手がされていないこと。

- ⑤インドネシア特許庁が出願を公開後、異議申立期間(公開日から6ヶ月)が経過していること。

(2) 提出書類：

- ①特許性有り判断が記載された最新国際成果物の写しと、それが英語でない場合にはインドネシア語又は英語による翻訳文。
なお、一定の場合には提出を省略することができます。
- ②対応する国際出願の最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと、それが英語でない場合にはインドネシア語又は英語によるその翻訳文。
なお、一定の場合請求項の写しの提出を省略することができます。
請求項が日本語で記載されている場合は、翻訳文の提出が必要です。
- ③対応する国際出願の最新国際成果物で引用された文献の写し。
引用文献が特許文献の場合、提出不要です。
引用文献が非特許文献の場合は、提出する必要があります。
なお、引用文献の翻訳文の提出は不要です。
- ④インドネシア出願の全ての請求項と、特許性有りと示された請求項とが十分に対応していることを示す請求項対応表。

9. 特許権の存続期間及び起算日（権利の発生日）

- (1) 特許権存続期間は、出願日から20年です。
特許権の設定登録日より発生します。
- (2) この度の改正法により、特許として登録された場合には、出願から登録までの累積年金及び翌年分の年金を、特許証発行日から6ヶ月以内に納付し、それ以降の年金は次の期間の開始日（出願日）の1ヶ月前までに納付しなければならないと、変更されました。

10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要（国内段階移行期限等）

- (1) 国内段階移行期限：優先日から31ヶ月以内です。
但し、手数料の納付することにより32ヶ月まで延長することができます。
- (2) 提出書類：以下の書類のインドネシア語による翻訳文の提出が必要です。
- ①国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
②19条補正がされた場合、国際出願時の請求の範囲及び補正後の翻訳文
③34条補正がされた場合、国際出願時の明細書等及び補正後の翻訳文

11. 留意事項

- (1) 審査請求から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間：
約 6 ヶ月から 12 ヶ月です。
- (2) 出願から最終処分 (特許又は拒絶) までの所要期間：
約 4 年 6 ヶ月です。
- (3) 保護対象について：
 - ① 技術的効果を有するコンピュータプログラムが今回の改正法により特許性が認められるようになりました。
 - ② 第二用途及び第二医薬用途クレームが原則として対象から除外されました。
- (4) 特許後：

この度の改正法により特許付与後の異議申立制度が導入されました。
異議申立期間は、特許付与通知日から 9 ヶ月以内です。
- (5) 年金納付：
 - ① 従前は、期限経過後 3 年まで納付が可能で、この 3 年間に納付がなかった場合には、特許が無効とされ、その結果として特許料不納による特許権放棄にも拘わらず、この 3 年間分の年金納付を余儀なくされるという特許権者泣かせの複雑な年金納付制度が適用されていました。
 - ② この度の法改正により、かかる納付制度は大幅に変更され、他国と同様に期限前の前納制度に改められ、上記 3 年分の年金の金額を納付する必要は無くなりました。
 - ③ なお、今回の法改正により、原則として、追納期限は認められておりませんので、年金納付期限管理には注意が必要です。

実用新案制度 <小特許(又は簡易特許)出願>

冒頭で触れましたように、実用新案登録制度は存在しませんが、小特許(Simple Patent)として保護されております。

従いまして、以下、通常の特許出願との相違点について簡単に説明します。

1. 現行法令について：

2016年8月26日施行の改正特許法が適用されています。

2. 保護対象について：

従来は、新規な物に限定されておりましたが、この度の改正法により、新規な方法や既存の方法の改良についても保護が拡大されました。

3. 費用に関して：

出願審査請求料金を含む出願料金は、1,600,000インドネシアルピーです。

4. 出願審査請求について：

通常特許出願の場合は、出願日から36ヶ月以内に出願審査の請求をする必要がありますが、小特許の場合には、出願日から6ヶ月以内となっております。

5. 出願公開について：

通常特許の場合は、出願日(又は優先日)から18ヶ月経過後に公開されますが、小特許の場合は、出願日から3ヶ月経過後出願内容が公開されます。

6. 第三者による見解書の提出について：

通常特許出願の場合は、出願公開から6ヶ月以内に第三者は見解書を提出することができますが、小特許の場合は出願公開から3ヶ月となっております。

7. 実体審査について：

通常特許出願の場合は、進歩性を含めた特許要件について実体審査が行われますが、小特許の場合には、進歩性についての審査は行われません。

8. 権利の存続期間について：

通常特許出願の場合は、出願日から20年ですが、小特許の場合は、出願日から10年となっております。

意匠制度

1. 現行意匠法について

インドネシアにおける意匠保護に関する法律は、2000年12月20日に施行された意匠法です。

意匠出願は、2001年6月14日から可能となっています。

2. 意匠出願時の必要書類

インドネシアは意匠の国際分類に関するロカルノ協定には加盟していませんが、ロカルノ協定国際分類の同一クラスに属する複数の意匠について一出願することができます。

(1) 願書：

- ①意匠に係る物品の表示、出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ②優先権主張する場合には、基礎出願の出願国、日付、番号。
- ③出願公告の繰り延べを希望する場合には、その旨の記載が必要です。

(2) 図面又は写真：

6面図及び等角投影図が必要です。一定の場合には見本の提出も認められています。

一出願に複数の意匠が含まれる場合には、意匠毎にこれらの図面が必要です。

(3) 陳述書：

出願に係る意匠が、出願人に帰属する旨を記載したインドネシア語による陳述書が必要です。

(4) 出願人が正当権利者であることの説明書：

出願人が創作者でない場合に必要となります。通常は、譲渡証書（創作者及び出願人の双方が署名したもの）及びインドネシア語の翻訳文を提出します。

出願日から3ヶ月以内に提出することができます。

(5) 優先権証明書：

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(6) 優先権翻訳文：

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(7) 委任状：

提出期限は出願日から3ヶ月です。

出願人が署名したもので、公証・認証は必要ありません。

3. 料金表（単位：インドネシアルピーです）

(1) 意匠出願（一意匠）	1,000,000
（多意匠）	1,500,000
(2) 異議申立	500,000
(3) 譲渡	550,000
(4) ライセンス登録料	350,000

4. 料金減免制度について

料金の減免制度の詳細は不明です。

5. 実体審査の有無

意匠出願については、方式審査に加えて新規性等の実体審査が行われます。

6. 出願公開制度の有無

意匠出願については、出願公開制度は導入されておりません。

7. 審査請求制度の有無

意匠出願については、審査請求制度は導入されておりません。

出願日が認められた出願は全件審査の対象となります。

8. 出願から登録までの手続きの流れ

- (1) 意匠出願は最初に、出願日の認定要件を満たしているか否かについての審査が行われます。
- (2) 出願日の認定要件が満たされている場合には、方式要件についての審査が行われます。
複数意匠に係る出願の場合には、ロカルノ協定国際分類の同一区分に属しているか否かの審査も行われます。
方式要件を充足していない場合には、補正命令が発せられ、不備を是正しない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。
- (3) 方式要件を具備している場合には、①意匠の適格性、②新規性、③公序良俗違反についての実体審査が行われます。
新規性等の要件を満たしていない場合には、出願は拒絶され、30日以内に不服申し立てをすることができます。
- (4) 新規性等の実体要件を満たしている場合には、意匠出願は出願公告されます。
①通常は、出願から3ヶ月以内に出願公告がなされますが、「公告の繰り延べ請求」がなされている場合には、最長、出願日(又は優先日)から

12ヶ月間の繰り延べが認められていますので、当該繰り延べ期間の経過後に出願公告がなされます。

②出願公告の期間は3ヶ月間であり、この期間に第三者には当該意匠出願に対して異議申立を行うことが認められています。

異議申し立てがあった場合には、出願人には反論の機会が与えられません(3ヶ月間)。

異議申し立ての結果、意匠出願が拒絶された場合には、出願人は管轄商事裁判所へ提訴することができます。

<新規性>

意匠出願日前(優先日前)に世界のいずれかにおいて、印刷物若しくは電子媒体において意匠が開示又は展示されていなければ、意匠出願は新規性を有していることになります。

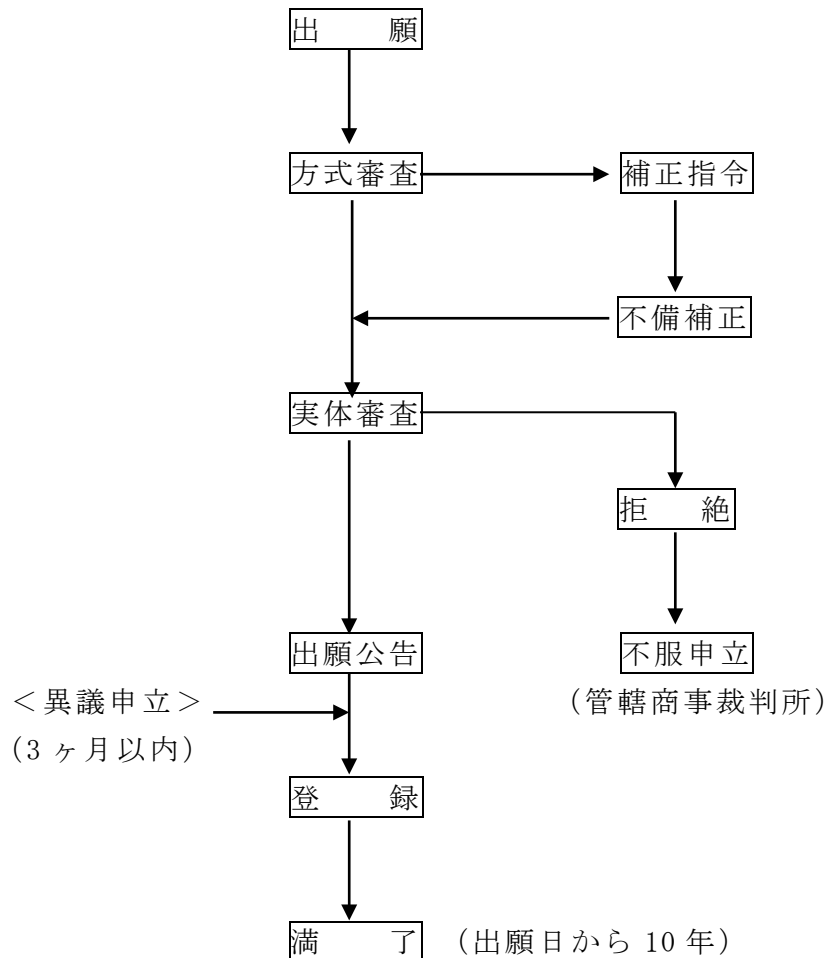
以下の場合には新規性は喪失したものとみなされません。

<新規性喪失の例外>

①意匠出願日前の6ヶ月以内における、教育、研究又は開発試験目的での意匠創作者によりインドネシア国内における意匠の使用

②意匠出願日前の6ヶ月前以内における、インドネシア国内又は国外において開催された公の又は公に認められた国際博覧会、又は公の又は公に認められたインドネシア国内博覧会における意匠の展示

出願から登録までの手続のフローチャート



9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

出願日から10年です。意匠権は、登録日に発生します。

10. 部分意匠制度の有無

部分意匠制度は採用されておられません。

11. 留意事項

(1) 出願から First Action (拒絶理由通知等) までの所要期間 :

約 6 ヶ月～12 ヶ月です。

(2) 出願から最終処分 (登録又は拒絶) までの所要期間 :

約 1 年 6 ヶ月から 2 年です。

(3) 意匠の定義 :

意匠とは、3次元又は平面の輪郭、色彩又はこれらの組み合わせによる形状、構造若しくは配置であって、美的印象を与え一定の生産物、商品、

工業製品又は手工芸品に適用できるものをいいます。

(4)無効、取り消し：

意匠登録について利害関係を有する者は、管轄商事裁判所に対して登録無効の請求をすることができます。無効理由は、新規性の欠如、公序良俗違反となっています。

(5)譲渡：

意匠権は譲渡することができますが、譲渡の効果を第三者に主張するためには所定の登録をしなければなりません。譲渡証書は譲渡人及び譲受人双方が署名し、公証を受けることが必要です。

(6)ライセンス：

排他的ライセンス又は非排他的ライセンスの2種類がありますが、排他的ライセンスと認められるためには、ライセンス契約書にその旨が明記されていなければなりません。譲渡の場合と同様に、ライセンスを第三者に対抗するためには、所定の登録が必要となります。ライセンス契約の内容が不正競争行為を含んでいる場合には、ライセンスの登録は拒絶されることとなります。

(7)著作権との関係：

芸術的特性を有する意匠は著作権の対象にもなりますが、著作権として保護されるのは、大量に複製されていないもののみとなっています。

商標制度

1. 現行法令について

2016年の改正法が2016年11月25日より適用されております。

<改正法の主な内容>

(1) 新しいタイプの商標の導入：

①立体商標、②ホログラム商標、③音声商標が追加されました。

(2) 審査手続きの変更：

方式審査後に出願公開（公告）され、出願公開（公告）の日から2ヶ月間異議申立てが可能となりました。

(3) 更新申請期間の変更：

登録期間満了前6ヶ月からに変更され、満了後6ヶ月の猶予期間が設けられました。

(4) 商標の譲渡：

登録後の商標権の譲渡のみ認められておりましたが、出願中の案件も譲渡可能となりました。

2. 商標出願時の必要書類

(1) 願書：

①出願人の住所、氏名、国籍

②商品又はサービスのリスト：2007年3月15日現在、1出願で3区分までの商品・サービスを指定することができます。

③基礎出願の出願日及び出願国（優先権を主張する場合）

④色彩の表示（色彩商標の場合）

⑤商標の意味又は音訳（外国語又はアルファベット以外の場合）

(2) 商標見本：

商標見本にはいかなる付加的要素（「TM」など）も記載してはなりません。

(3) 商標所有権宣言書：

出願に係る商標は出願人が正当所有者であり、他人の商標を実質的に模倣したものではないことを宣言するものです。

出願人が署名し、インドネシア語による翻訳が必要となります。

(4) 優先権証明書：

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(5) 優先権翻訳：

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

(6) 委任状：

① 出願人が署名します。公証は必要ではありません。

② 出願後 30 日以内に提出することができます。

提出できなかつた場合には、補正指令が発せられ、指令日から 2 ヶ月以内に提出することができます。

3. 料金表（単位：インドネシアルピーです）

(1) 出願料：

出願(1 区分当たり)(電子出願)	1,800,000
(2) 異議申立料金	1,000,000
(3) 不服申立(審判請求) 料金	3,000,000
(4) 更新料金(1 区分当たり)	2,500,000
(5) ライセンス登録料金	500,000

4. 料金減免制度について

料金の減免制度の詳細は不明です。

5. 実体審査の有無

商標出願は実体審査の対象になります。

6. 出願公開制度の有無

方式審査後、速やかに出願公開（公告）されます。

7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので、審査請求制度は導入されておられません。

8. 出願から登録までの手続きの流れ(フローチャートを含む期限等の説明)

(1) 方式審査：

① 商標出願については最初に方式審査が行われます。

② 方式要件に不備がある場合には、2 ヶ月以内に不備を是正するよう指令が発せられます。この期間内に不備を是正しない場合には、商標出願は取り下げられたものとみなされます。

(2) 出願公開/公告：

① 従来は、方式的要件審査後に実体的要件の審査が行われ、その後に異議申立ての機会を与えるため出願内容を公告し、登録の可否を判断するという手続きで、審査が進められてまいりました。

②この度の改正法により、方式審査終了後、出願は速やかに出願公開（公告）され、実体審査前に出願公開（公告）日から2ヶ月間、異議申立ての機会が与えられることとなりました。

(3)実体審査：

①異議申立期間経過後、以下に述べる絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由についての実体審査が行われます。

(I)絶対的拒絶理由

- (a)識別力のない標章
- (b)既に公的な財産となっている標章
- (c)公序良俗に反する商標
- (d)商品・サービスの情報を構成する標章、又は商品・サービスに関連する標章
- (e)悪意で出願された商標

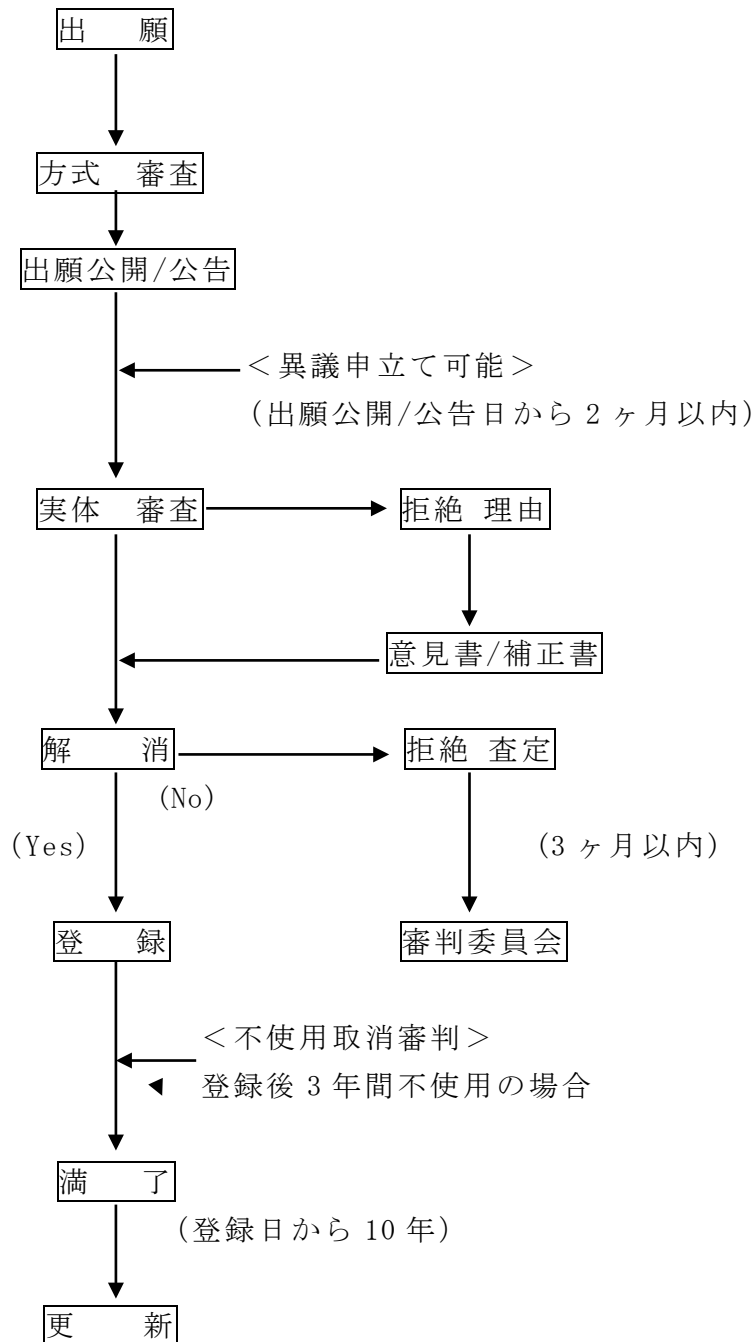
(II)相対的拒絶理由

- (a)先行する他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、当該登録商標と同一又は類似の商品・サービスを指定する商標出願
 - (b)未登録周知商標と同一又は類似の商標であって、当該登録商標と同一又は類似の商品・サービスを指定する商標出願
 - (c)地理的表示と同一又は類似の商標
 - (d)他人の著作権、意匠権その他の知的所有権を侵害する商標
 - (e)不正競争を生じさせる商標
 - (f)著名な他人の氏名、写真、商号と同一又は類似の商標であって、当該他人の同意を得ていないもの
 - (g)国、国際機関等の公的な名称、記章、紋章、印章、証印等と同一又は類似の商標であって、当該他人の同意を得ていないもの
- ②商標出願が上記のいずれかの拒絶理由に該当する場合には、出願人にその旨の通知がなされます。
出願人は、30日以内に拒絶理由に対する反論、意見を述べることができます。
- ③最終的に出願が拒絶された場合には、3ヶ月以内に商標審判委員会に審判を請求することができます。
審判の審決に不服がある場合には、3ヶ月以内に管轄商事裁判所に上訴することができます。

(4)登録：

登録要件を満たした出願は、出願人に登録証が発行され、商標登録により商標権が発生します。

出願から登録までの手続きのフローチャート



9. 存続期間及びその起算日(権利の発生日)

- (1) 存続期間は登録日から10年です。登録日から権利が発生します。
- (2) 更新登録申請の期間が期間満了6ヶ月前からと変更されました。
期間経過後6ヶ月以内の追納期間が認められます。

10. 出願時点での使用義務の有無

出願時点での使用義務はありません。

11. 保護対象

- (1) 商標とは、自己の商品又はサービスを、他人の同種の商品又はサービスから識別するために使用される標章をいいます。
- (2) 具体的には、文字、図形、絵、名前、言葉等、又はこれらと色彩の組み合わせであって商業的に使用されるものをいいます。
なお、今回の法改正により、商標の定義に音声商標、立体商標及びホログラム商標が追加されました。

12. 留意事項

- (1) 出願処理所要時間：
 - ① 出願から First Action（拒絶理由通知等）までの所要期間
約 6 ヶ月から約 12 ヶ月です。
 - ② 出願から最終処分（登録又は拒絶）までの所要期間
約 1 年から約 2 年です。
- (2) 不使用取消制度：
登録商標が、正当な理由なく指定商品又はサービスについて 3 年以上使用されていないときは職権又は第三者の請求により登録を取り消されることがあります。
- (3) 周知・著名商標：
周知・著名商標は、商標登録されていない場合でも、他人の商標登録を排除することができます。排除できる範囲は、周知・著名商標と同一又は類似の商標であって、商品・サービスが同一又は類似の範囲のみならず、非類似の商品・サービスについても排除できる場合があるようです。また、周知・著名商標は商標法のみならず、不正競争防止法においても保護されています。
- (4) 無効・取消し：
商標登録から 5 年以内であれば、利害関係人は当該商標登録の無効を請求することができます。無効理由は実体的登録要件と同じで、無効請求は管轄商事裁判所に対して行います。
- (5) 地理的表示（原産地名称）：
出願をすることにより、地理的表示の登録を受けることができます。地理的表示の登録を受けることができる者は、その地域において天然生産物等の事業を行っている者、手工芸品又は工業製品を製造する者等（協同組合、協会等）であり、商標出願と同様に方式要件、実体要件の審査

を経て登録されます。

(6) マドリッドプロトコルへの加盟：

2018年1月2日以降、国際商標出願でインドネシアを指定することが可能になります。なお、インドネシアは拒絶通報期間を18ヶ月とする旨の宣言を行っております。